

(株)Brillia, (株)銀座プロジェクト, (株)ティアラクチュール六本木
及び(株)関西プロジェクトの破産に関するご連絡
(挙式及び披露宴をご予約の皆様方へ)

平成 29 年 3 月 8 日

挙式及び披露宴をご予約の皆様方へ

破産者 株式会社 Brillia
破産者 株式会社銀座プロジェクト
破産者 株式会社ティアラクチュール六本木
破産者 株式会社関西プロジェクト
上記 4 社

破産管財人 弁護士 富 永 浩 明

Brillia グループ破産管財人室

〒151 - 0053

東京都渋谷区代々木 4-31-6 西新宿松屋ビル 6F

電話 **03-5365-1577**

FAX 03-5365-1911

平日午前 **10** 時～午後 **6** 時

破産管財人の **HP**

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~hasankanzai/>

本文書の概要

以下の結婚式場を、現在、経営している**株式会社Brillia**、**株式会社銀座プロジェクト**、**株式会社ティアラクチュール六本木**及び**株式会社関西プロジェクト**が破産致しました

表参道（神宮前6丁目） ブリリアントティアラ	銀座1丁目 ヴァルデモッサ銀座
--------------------------------------	-------------------------------



破産手続開始決定時に**Brillia**グループの経営していた上記**2**箇所の結婚式場における挙式及び披露宴



挙式及び披露宴を予約されている方々を守る見地から、**Brillia**グループに代わり、**株式会社CSI**殿において、出来るだけ破産の影響を受けない形で実施して頂けることとなっております。

従前において**Brillia**グループの経営していた下記**3**箇所の結婚式場における挙式及び披露宴

台場1丁目 コルトーナシーサイド台場	銀座4丁目 ブリリアント・ザ・銀座	六本木7丁目 ゴールデンジュビリー
----------------------------------	---------------------------------	---------------------------------



破産手続開始決定前に、既に、事業譲渡等されており、新しい経営者によって運営されております。そのため、原則として、破産手続の影響は受けず、運営されていると聞いております。

台場 1 丁目 コルトーナシーサイド台場は、破産の影響は全くございません。	銀座 4 丁目 ブリリアント・ザ・銀座 及び六本木 7 丁目 ゴールデンジュビリー については、ご予約頂いております平成 29 年 3 月、 4 月及び 5 月に実施の挙式及び披露宴は、少なくとも、破産の影響を受けない形で、実施される予定です。
--	--

お問い合わせ先:**Brillia**グループ 破産管財人室

電話 03-5365-1577 FAX 03-5365-1911	破産管財人のホームページ http://www.7b.biglobe.ne.jp/~hasankanzai/
--	---

「お台場(台場1丁目)のコルトーナシーサイド台場」以外の結婚式場に関しましては、今後の挙式及び披露宴に関しまして、**プランナー等の方から、挙式及び披露宴を予約されているお客様に対して、個別に、ご連絡を差し上げる予定でございます。**
尚、「お台場(台場1丁目)のコルトーナシーサイド台場」は、破産手続の影響は全く受けず、通常通り、全く問題なく運営されておりますので、特にご連絡は差し上げない予定でございます。

1 (株)Brillia, (株)銀座プロジェクト及び(株)ティアラクチュール六本木に対する破産手続開始

(1) (平成 29 年 3 月 8 日午前 9 時に破産手続開始決定)

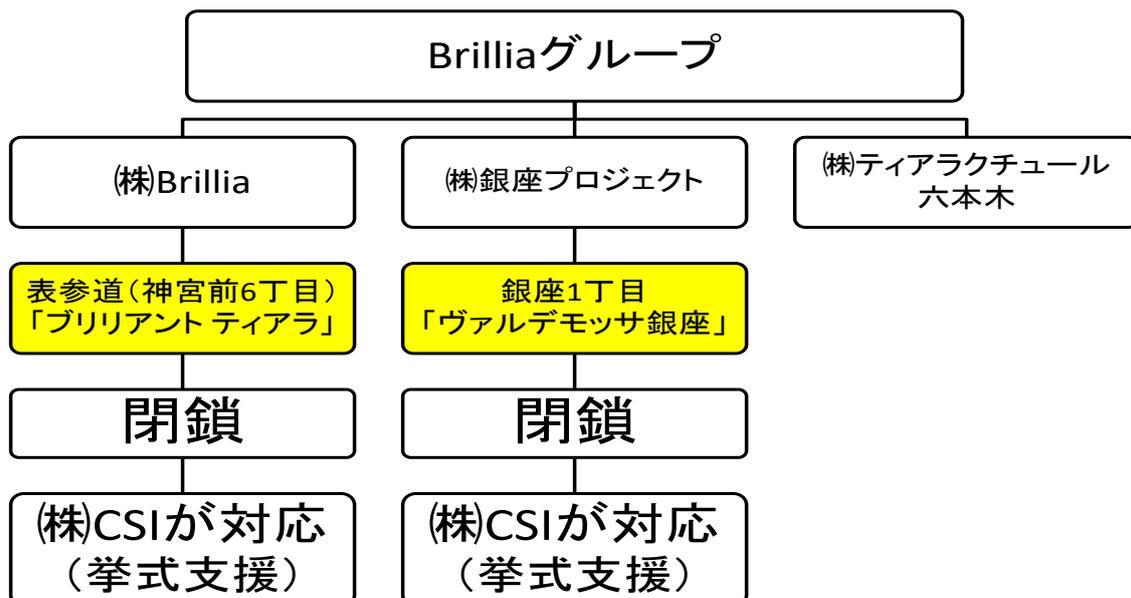
株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び(株)関西プロジェクトの破産管財人として、ホームページにて、ご連絡申し上げます。

挙式及び披露宴をご予約頂いておりました結婚式場の経営会社である**株式会社 Brillia, 株式会社銀座プロジェクト, 株式会社ティアラクチュール六本木及び株式会社関西プロジェクト**（以下 4 社を合わせて「Brillia グループ」といいます。）は、平成 29 年 3 月 8 日午前 9 時、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当職（弁護士富永浩明）が、東京地方裁判所より、Brillia グループの破産管財人に選任されました。破産管財事務に対するご理解とご協力のほど、何卒宜しく御願ひ申し上げます。

尚、破産管財人は、破産した Brillia グループを破産手続により清算するために、東京地方裁判所から選任された弁護士でございます。**破産手続を適正かつ公正に行うために、従前には Brillia グループとは全く関係のない弁護士が、裁判所から選任されております。**

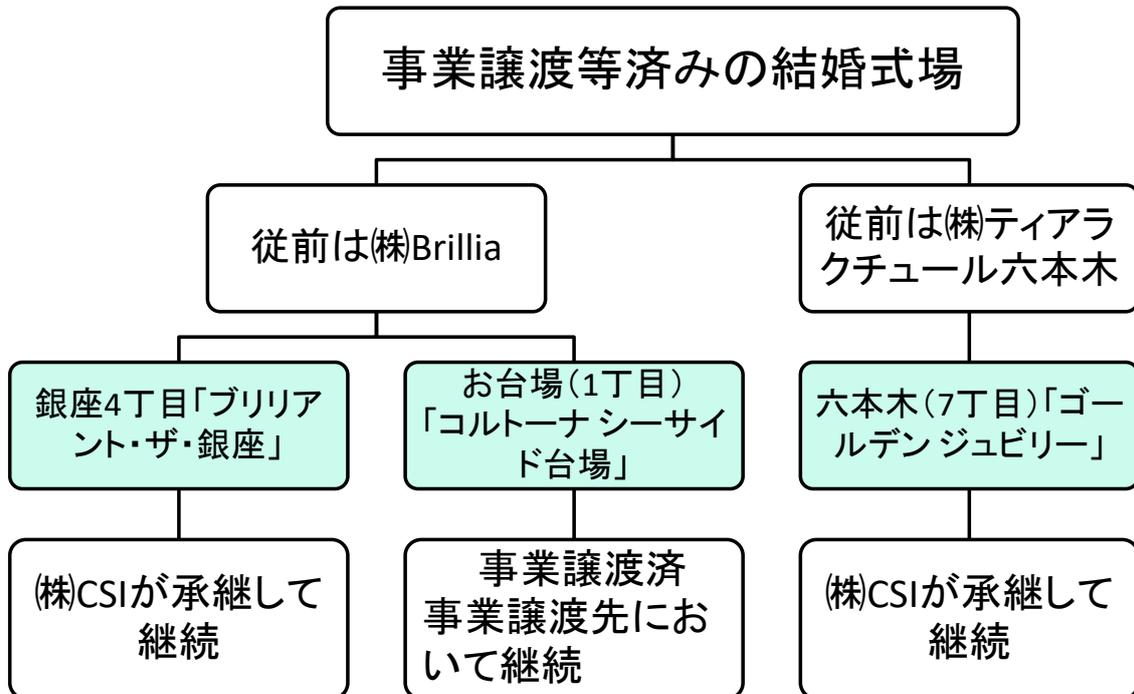
(2) (破産手続開始決定時点で、Brillia グループが運営していた結婚式場)

破産開始決定時点で、破産した Brillia グループが運営しておりました結婚式場は、下記の通り、表参道「神宮前 6 丁目」（ブリリアント ティアラ）（(株)Brillia）及び銀座 1 丁目「ヴァルデモッサ銀座」（(株)銀座プロジェクト）の 2 箇所の結婚式場でございます。



(3) (事業譲渡済み等の結婚式場)

尚、従前において、Brillia グループが経営しておりました下記 3 箇所の結婚式場につきましては、破産手続開始決定前に、既に、事業譲渡等されており、新しい経営者によって運営されておりますので、**原則として、破産手続の影響は受けず、通常通り、運営されていると聞いております**（詳細は後記 3(3)御参照）。



2 (Brillia グループが破産手続開始に至った事情)

Brillia グループが破産申立に至った事情の概要は、破産申立書によれば、以下の通りとのごとでございます。

【破産申立書による破産申立に至った事情の概要】

Brillia グループは、結婚式場の運営を主たる事業としており、東京都内を中心に富裕層をターゲットとしてウェディング事業を展開している。平成18年4月の設立以来、平成27年夏頃までの間、運営する結婚式場を増加させながら順調に事業を拡大していた。

Brillia グループは、平成27年9月頃、東京都港区台場の結婚式場を他社から手元資金で取得し、また、同年10月、東京都港区六本木において結婚式場を借入金により新規開設した。しかし、借入金の返済等が増加したにもかかわらず、六本木の式場について想定した受注が取れなかったこと及び台場の式場取得のため手元資金が減少したこと等により、Brillia グループの資金繰りは悪化していった。

そこで、Brillia グループは、資金繰りの問題を解決すべく、一部の結婚式場について事業譲渡による承継や閉鎖等を行ってきたが、かえって業界内での風評が悪化し、取引条件等の悪化を招く結果となり、取引業者への前払い等を余儀なくされるようになり、さらに資金繰りが悪化した。

このような状況のもと、Brillia グループは予定されている結婚式が施行できなくなるという最悪の事態だけはなんとか回避すべく、Brillia グループが運営している各結婚式場の運営事業を承継してもらうスポンサーを探索し、スポンサー候補者との間で交渉を行っていた。そのような中、税金等の滞納による差押が相次いだことにより資金繰りが完全に破綻したこと等が原因で事業継続が困難となった。

以上の経緯のもと、Brillia グループは、やむを得ず、本申立を行うに至ったものである。

3（破産手続開始決定後の手続及び挙式等の実施）

(1)（Brillia グループの清算）

破産手続は、破産者の財産等の適正かつ公平な清算を図る手続でございます。そのため、Brillia グループについては、清算の手続を行うこととなります。

(2)（表参道（神宮前6丁目）（ブリリアント ティアラ）及び銀座1丁目（ヴァルデモッサ銀座）の挙式等）

しかし、破産手続開始決定時において、Brillia グループの運営していた2箇所の結婚式場（「表参道（神宮前6丁目）の**ブリリアント ティアラ**」及び「銀座1丁目の**ヴァルデモッサ銀座**」）における挙式及び披露宴につきましては、挙式及び披露宴をご予約されているお客様を守る見地から、Brillia グループに代わり、株CSI 殿において、これを引き受けて、**出来るだけ破産の影響を受けない形で実施して頂けることとなっております。**

(3)（破産手続開始決定前に事業譲渡等された結婚式場の挙式等）

i（お台場（台場1丁目）の**コルトーナシーサイド台場**）

従前において Brillia グループが経営しておりました「お台場（台場1丁目）の**コルトーナシーサイド台場**」につきましては、破産手続開始決定前に、既に、事業譲渡されており、新しい経営者によって経営されておりますので、破産手続の影響は受けて、**通常通り、全く問題なく運営されております。**

ii (銀座4丁目のブリリアント・ザ・銀座)

同じく、従前において Brillia グループが経営しておりました「銀座4丁目の**ブリリアント・ザ・銀座**」につきましては、破産手続開始決定前に、(株)CSI 殿が承継しており、現時点においても、少なくとも当面の平成29年3月、4月及び5月の3ヶ月間について、家主様のご理解とご協力を得て、(株)CSI 殿において従前通り運営できることとなっております。そのため、**ご予約頂いております挙式及び披露宴は、破産の影響を受けない形で、実施される予定です。**なお、6月以降も実施できるよう関係各位と協議をさせていただいております。

iii (六本木7丁目のゴールデンジュビリー)

従前において Brillia グループが経営しておりました「六本木7丁目の**ゴールデンジュビリー**」につきましては、破産手続開始決定前に、(株)CSI 殿が承継しており、現時点においても、少なくとも当面の平成29年3月、4月及び5月の3ヶ月間について、家主様のご理解とご協力を得て、(株)CSI 殿において従前通り運営できることとなっております。そのため、**ご予約頂いております平成29年3月、4月及び5月に実施の挙式及び披露宴は、破産の影響を受けない形で、実施される予定です。**

4 (挙式予定者様へのご連絡)

(1) (プランナーからお客様へのご連絡)

「お台場(台場1丁目)のコルトーナシーサイド台場」以外の結婚式場に関しましては、**今後の挙式及び披露宴に関しまして、プランナー等の方から、挙式及び披露宴を予約されているお客様に対して、個別に、ご連絡を差し上げる予定でございます。**

(2) (お問合せ先—管財人室)

Brillia グループの破産に関しまして、下記の通り、管財人室を設けております。お問合せ及びご質問等は、下記の管財人室宛にお電話を頂ければと存じます。

- ① 管財人室以外に、お問合せ及びご質問等を頂きましたら、対応出来ませんので予めご了承頂ければと存じます。
- ② また、管財人室でお話しできる内容につきましては、下記(3)の「破産管財人のホームページ」に掲載しております。
- ③ 今後の予定、破産管財人から債権者等の皆様へのご連絡事項等は、可能な限り、下記(3)の「破産管財人のホームページ」に掲載して参ります。

- ④ 管財人室で、対応出来るお問い合わせ数には限りがあり、また、破産会社には十分な対応の出来る人員を雇う資金もありませんので、是非とも、下記(3)の「破産管財人のホームページ」をご利用頂ければと存じます。
- ⑤ なお、Brillia グループの各式場は、許可なく立入りのできない状態となっております。また、下記破産管財人室でも、直接面談等に応じることは困難でございます。破産手続に関する情報については、下記(3)の「破産管財人のホームページ」に掲載して参りますので、各式場や破産管財人室へのご訪問は、お控えくださいますよう、お願い申し上げます。

Brillia グループ破産管財人室

〒151 - 0053

東京都渋谷区代々木 4-31-6 西新宿松屋ビル 6F

電話 **03-5365-1577**

FAX 03-5365-1911

平日午前 **10** 時～午後 **6** 時

破産管財人の **HP**

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~hasankanzai/>

(3) (破産管財人のホームページ)

上記の通り、管財人室でお話しできる内容につきましては、下記の「破産管財人のホームページ」に掲載しております。また、今後の予定、破産管財人から債権者等の皆様へのご連絡事項等は、可能な限り、下記の「破産管財人のホームページ」に掲載して参ります。管財人室で、対応出来るお問い合わせ数には限りがあり、また、破産会社には十分な対応の出来る人員を雇う資金もありませんので、是非とも、下記の「破産管財人のホームページ」をご利用頂ければと存じます。

破産管財人のホームページ (HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~hasankanzai/>

以上、取り急ぎ、ご連絡申し上げます。何卒宜しく御願い申し上げます。